

瀬戸市告示第109号

平成20年瀬戸市告示第35号（会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員等に委任させた件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成23年8月25日

瀬戸市長 増岡 錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
第1表 会計管理者の権限に属する事務の委任			第1表 会計管理者の権限に属する事務の委任		
設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者	設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
こども家庭課	1及び2 <省略> 3 <u>交通児童遊園及びせとっ子ファミリー交流館における催事等で使用する材料実費等の収納</u>	こども家庭課長の職にある出納員	こども家庭課	1及び2 <省略>	こども家庭課長の職にある出納員
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
第2表 出納員の権限に属する事務の委任			第2表 出納員の権限に属する事務の委任		
設所	委任の対象となる事務	委任を受けた者	設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
こども	1及び2 <省略>	こども家	こども	1及び2 <省略>	こども家

家庭課	3 <u>交通児童遊園及び せとっ子ファミリー 交流館における催事 等で使用する材料実 費等の収納</u>	庭課に属 する出納 補助員	家庭課		庭課に属 する出納 補助員
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>